

定 款

株式会社 鶴 弥

定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社鶴弥と称し、英文では T S U R U Y A C O . , L T D . とする。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 粘土瓦の製造および販売
2. 屋根工事の請負および施工
3. 陶板壁材の製造および販売
4. 建築資材の開発および販売
5. 金型の設計、製作、加工、保守および販売
6. 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を愛知県半田市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して、これを行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、25,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第 6 条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の売渡請求)

第8条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下「買増し」という。）を請求することができる。

(単元未満株式を有する株主の権利制限)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 剰余金の配当を受ける権利
- (3) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (4) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (5) 前条に規定する単元未満株式の買増し請求する権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備え置きその他の株主名簿および新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当社において取り扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当会社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式ならびに新株予約権の取扱いに関する諸手続およびその手数料は、取締役会で定める株式取扱規則による。

(基準日)

第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第13条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(株主総会の招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(株主総会の決議方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(株主総会参考書類等の電子提供措置)

第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第19条 当会社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第20条 当会社の取締役は10名以内とする。

(取締役の選任)

第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 2 2 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の権限)

第 2 3 条 取締役会は、法令またはこの定款に定める事項その他会社の業務執行に関する重要事項を決定する。

(代表取締役および役付取締役)

第 2 4 条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役以外の業務執行取締役を 1 名選定することができる。
- 4 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名選定し、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 2 5 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 2 6 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 2 7 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第28条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役の責任免除)

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(取締役会規則)

第31条 取締役会に関するその他の事項は、別に取り締役会で定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第32条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第 3 3 条 当社は、監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第 3 4 条 当社の監査役は 4 名以内とする。

(監査役の選任)

第 3 5 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使できる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 3 6 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
- 3 補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。
- 4 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 3 7 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 3 8 条 監査役会の招集の通知は、各監査役に対して会日より 3 日前に発する。

ただし、緊急の必要ある場合は、これを短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第39条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第40条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役の責任免除)

第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(監査役会規則)

第42条 監査役会に関するその他の事項は、監査役会で定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第43条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第44条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第45条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第46条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第47条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第48条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第49条 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第50条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第51条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2 未払いの期末配当金および中間配当金には利息をつけない。